

鹿嶋市告示第 233 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により，鹿島臨海都市計画用途地域を変更したので，同法第 20 条第 1 項の規定に基づき告示し，同条第 2 項の規定に基づき，当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

鹿嶋市長 田口 伸一



記

1 都市計画の種類
用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域及び規制の内容
(1) 鹿嶋市

ア 準工業地域

(イ) 追加する土地の区域
鹿嶋市大字平井字灘の一部

(イ) (イ) にかかる規制の内容
建ぺい率 60% 以下・容積率 200% 以下

3 縦覧場所

茨城県鹿嶋市大字平井 1187 番地 1
鹿嶋市都市整備部都市計画課

鹿島臨海都市計画用途地域の変更(鹿嶋市決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

(鹿嶋市)

種 類	面 積	建築物の 容積率	建築物の 建ぺい率	外壁の後退 距離の限度	建築物の高 さの限度	建築物の敷 地面積の最 低限度	備 考
第一種低層 住居専用地域	約 38 ha	10/10以下	5/10以下	—	10m	—	
	約 392 ha	8/10以下	4/10以下	—	10m	—	
小 計	約 430 ha						約 18.0 %
第二種低層 住居専用地域	約 7.3 ha	10/10以下	5/10以下	—	—	—	
	約 7.3 ha						
小 計	約 7.3 ha						約 0.3 %
第一種中高層 住居専用地域	約 460 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
	約 460 ha						
小 計	約 460 ha						約 19.2 %
第二種中高層 住居専用地域	約 13 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
	約 13 ha						
小 計	約 13 ha						約 0.5 %
第一種 住居地域	約 195 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
	約 195 ha						
小 計	約 195 ha						約 8.1 %
第二種 住居地域	約 89 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
	約 89 ha						
小 計	約 89 ha						約 3.7 %
準住居地域	約 10 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
	約 10 ha						
小 計	約 10 ha						約 0.4 %
近隣商業地域	約 10 ha	30/10以下	8/10以下	—	—	—	
	約 37 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	
小 計	約 47 ha						約 2.0 %
商業地域	約 38 ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	
	約 38 ha						
小 計	約 38 ha						約 1.6 %
準工業地域	約 165 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	※今回変更は約0.4ha。変更 前165.0ha→変更後165.4ha であるため表記上は約 165ha。
	約 165 ha						
小 計	約 165 ha						約 6.9 %
工業地域	約 119 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
	約 119 ha						
小 計	約 119 ha						約 5.0 %
工業専用地域	約 821 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
	約 821 ha						
小 計	約 821 ha						約 34.3 %
合 計	約 2,394 ha						約 100.0 %

[種類、位置及び区域は計画図表示のとおり]

理 由

本地区においては埋立が完了する鹿島港外港地区の約0.4haの区域を、港湾用地として本格始動するにあたり、当該区域の市街化編入とともに、周辺区域と整合した合理的かつ計画的な土地利用を図り、健全な都市の発展を促進するため、本案のとおり用途地域を変更するものである。

鹿島臨海都市計画総括図

番 号	1
地区名	鹿島港外港地区
面 積	約 0.4ha
理由	本地区においては埋立が完了する鹿島港外港地区の約0.4haの区域を、港湾用地として本格始動するにあたり、当該区域の市街化編入とともに、周辺区域と整合した合理的かつ計画的な土地利用を図り、健全な都市の発展を促進するため、本案のとおり用途地域を変更するものである。



凡 例	
地域区分	行政区域
市街化区域	都市計画区域
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域	第一種住居地域
第二種住居地域	第二種住居地域
準住居地域	準住居地域
近隣商業地域	近隣商業地域
商業地域	商業地域
準工業地域	準工業地域
工業地域	工業地域
工業専用地域	工業専用地域
特別用途地区	特別用途地区
準防火地域	準防火地域
臨港地区	臨港地区
都市計画道路	都市計画道路
自動車専用道路	自動車専用道路
都市計画公園	都市計画公園
都市計画緑地	都市計画緑地
流域下水道幹線	流域下水道幹線
その他都市施設	その他都市施設
市街地再開発事業区域	市街地再開発事業区域
地区計画	地区計画
一般国道及び主要地方道	一般国道及び主要地方道
高速道路	高速道路
国定・県立自然公園	国定・県立自然公園

凡例
市街化区域へ編入される区域界

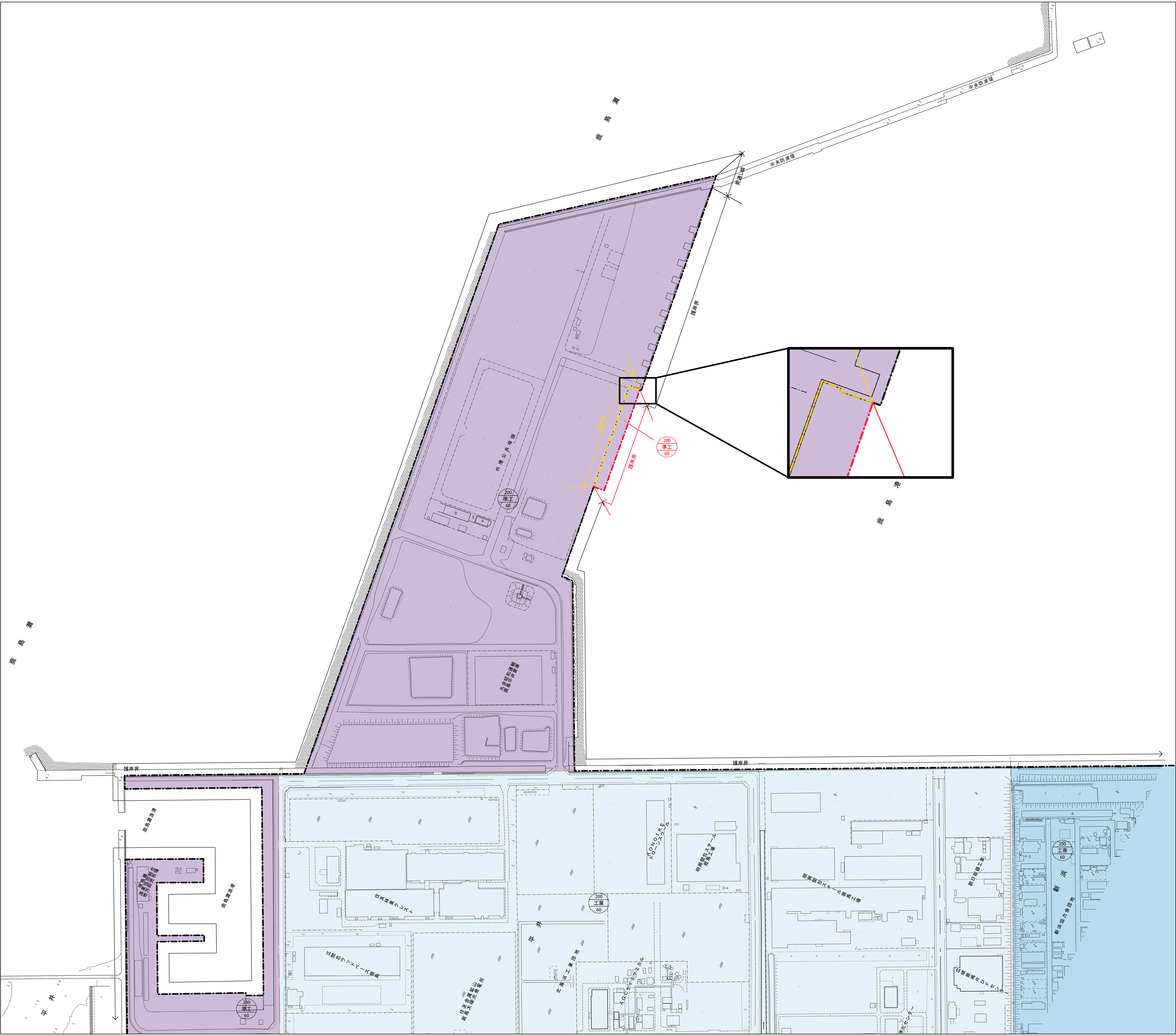
令和二年三月

茨城県土木部都市計画課

鹿島臨海都市計画

用途地域計画図

(鹿島港外港地区)



凡例

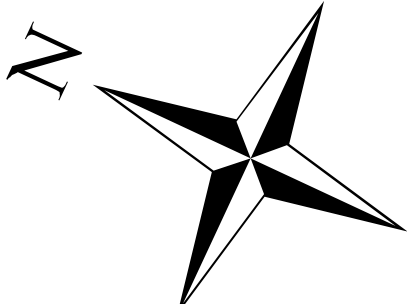
- 今回新たに用途界となる部分
- 今回新たに用途界から除外される部分
- 今回の変更に係らない部分
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

容積率
用途
建蔽率

=変更あり

容積率
用途
建蔽率

=変更なし



0 50 100 200 300 400 500 m

Scale=1:2,500